

# 景気対応緊急 保証制度のご案内

厳しい経営環境におかれている中小企業の皆さまの資金繰りを応援する保証制度です。

## 制度概要

### 保証対象者

国際的な金融不安、経済の収縮などの影響を強く受けており、市町村長の認定（経営安定関連保証5号）を受けた中小企業の方。

※一部例外業種を除く原則全業種が対象となります。対象業種は当協会のホームページでご確認いただけます。

<http://www.niigata-cgc.or.jp>

### 保証限度額

一般保証とは別枠でご利用いただけます。

**2億8,000万円**（既存の経営安定関連保証の残高を含む。）

■普通2億円以内 ■無担保8,000万円以内 ■無担保無保証人保証1,250万円以内

### 信用保証料率

**年0.8%** 無担保無保証人保証をご利用の場合は**年0.6%**

※財務諸表について「中小企業の会計に関する指針」の適用状況を確認できる場合、または会計参与の設置を確認できる会社等の場合は、さらに0.1%引下げます。

### 貸付利率

金融機関所定利率

### 保証期間

**10年以内**

（据置期間2年以内を含む。）

### 保証人

原則として法人代表者以外、保証人は必要ありません。

### 担保

必要に応じてご提供いただきます。 **保証割合 100%**（全部保証）

### 添付書類

市町村長が交付する認定書（5号要件）が必要となります。  
認定要件は裏面をご確認ください。

保証制度取扱期限／平成23年3月31日まで



## 認定要件（概要）

### 次のいずれかの要件に該当している方が対象となります

- ① 指定業種に属する事業を行っており、最近3カ月の平均売上高等が前年同期比3%以上減少している中小企業の方
- ② 指定業種に属する事業を行っており、売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業の方
- ③ 指定業種に属する事業を行っており、最近3カ月間（算出困難な場合は直近決算期）の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期比3%以上減少している中小企業の方
- ④ 指定業種に属する事業を行っており、新型インフルエンザの発生に起因してその事業に影響を受けた後、最近1カ月間の売上高等が前年同期比3%以上減少し、かつ、その後2カ月間を含む3カ月間の売上高等が前年同期比3%以上減少することを見込む中小企業の方
- ⑤ 指定業種に属する事業を行っており、最近3カ月間の平均売上高等が2年前の同期比3%以上減少している中小企業の方

## 「特別相談窓口」で皆さまからのご質問・ご相談を伺っております。

詳しくは、お近くの保証協会本店・支店までお問い合わせください。

### 本店営業部

〒951-8640  
新潟市中央区川岸町1-47-1（新潟県中小企業会館内）  
保証第一課：☎025-267-1313  
保証第二課：☎025-267-1315



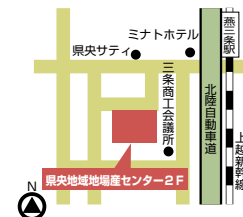
### 長岡支店

〒940-0065  
長岡市坂之上町2-1-1（長岡商工会議所内）  
☎0258-35-5714



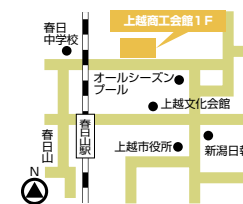
### 県央支店

〒955-0092  
三条市須頃1-17（県央地域地場産センター内）  
☎0256-33-6661



### 上越支店

〒943-0804  
上越市新光町1-10-20（上越商工会館内）  
☎025-523-7225



### 佐渡支店

〒952-1314  
佐渡市河原田本町394  
（佐渡市役所佐和田行政サービスセンター内）  
☎0259-57-2011

